

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

水道の利用開始と中止

引っ越しが決まったら・・・

転入、転居の場合

転出、転居の場合

開始

開始(開栓)
の連絡

【必要なもの】
・手数料900円

中止

中止(閉栓)
の連絡

引っ越しの2～3日前を目安に
津市水道サービスセンターに電話連絡をお願いします。

下記の必要事項についてお伝えください。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 住所(水道の使用場所) | ① 水栓番号 |
| ② 使用者氏名 | 〔領収書、「ご使用水量のお知らせ」に掲載しています〕 |
| ③ 電話番号 | |
| ④ 利用開始予定日 | ② 住所(水道の使用場所) |
| ⑤ 請求先 | ③ 使用者氏名、電話番号 |
| 届け出を行わずに無断で使用した場合、給水停止となることがあります。 | ④ 中止予定日 |
| | ⑤ 転居先の住所、電話番号 |
| | ⑥ 料金精算方法 |
| | 届け出を行わずに転出・転居された場合、引き続き水道料金をご請求させていただきますこととなります。 |

水道料金について

水道料金 = 「基本料金」 + 「従量料金」

「基本料金」：水道をお使いにならない場合でもお支払いいただく料金で、メーターの口径によって料金が設定されています。

「従量料金」：ご使用水量に応じてお支払いいただく金額です。ご使用水量の増加に応じ、単価が高くなります。

【水道料金・下水道使用料のお支払い方法】

水道料金は1カ月毎または2カ月毎にご請求させていただきますが、お住いの地域により納入期限が異なります。納入期限までに納入通知書にて下記の場所でお支払いください。

- ・取扱金融機関、郵便局
- ・コンビニエンスストア
- ・水道サービスセンター
- ・市本庁舎、各総合支所、各出張所

料金のお支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

取扱金融機関にてお申し込みください。
お手続きに必要なもの：通帳、届出印鑑、領収書または「ご使用水量のお知らせ」(水栓番号のわかるもの)

名義変更 水道の利用者が死亡された場合、使用者の変更の手続きが必要になります。

自分でできる漏水の確認方法

パイロット



早急に津市水道指定工事店へ修理を依頼してください。

まず敷地内にある水道の蛇口を全て閉めましょう。

その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、

少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることとなります。※修理費用は使用者様のご負担となります。地下漏水は水道料金の減免が適用される場合がありますので、お問い合わせください。

<お問い合わせ> 津市水道サービスセンター 237-5821 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

水道メーターの取替え

問 水道局営業課 給水・計量 237-5806

水道メーターは計量方法により、検定有効期間が8年と定められています。このため、水道局では有効期間満了前にメーターの取替えを行っています。取替業務は水道局が委託した指定業者が伺い、無料で行います。